# 会 議 録

会	議の名	称	定例庁議	
開	催日	時	午前9時24分から 令和4年4月21日(木) 午前9時44分まで	
開	催場	所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室	
出	富岡市長、神田副市長、二見教育長、宮村市長公室長、 毛利危機管理監、須田総務部長、清水市民環境部長、 佐藤福祉部長、麦田こども・健康部長、山崎都市建設部長 宇野審議監兼まちづくり推進課長、村山会計管理者、 益田上下水道部長、太田議会事務局長、野口学校教育部長 神頭生涯学習部長、斎藤監査委員事務局長			
会	議 内	容	(1) 朝霞市犯罪被害者等支援条例制定について (2) 朝霞市国民保護計画の変更について	
会	議資	料	【資料1-1】朝霞市犯罪被害者等支援条例概要 【資料1-2】朝霞市犯罪被害者等支援条例(案) 【資料1-3】朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則(案) 【資料1-4】朝霞市犯罪被害者等支援条例(案)新旧対照表 【資料1-5】朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則(案) 新旧対照表 【資料2-1】朝霞市国民保護計画の変更概要 【資料2-2】朝霞市国民保護計画新旧対照表 【資料2-3】朝霞市国民保護計画	

				□電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 □電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		
	A # 19 /		$\sigma$	■要点記録		
会	議	録	の	□電磁的記録での保管(保存年限	年)	
作	成	方	針	電磁的記録から文書に書き起こした	□会議録の確認後消去	
TP	JJX			場合の当該電磁的記録の保存期間	□会議録の確認後 か月	
				会議録の確認方法		
				出席者の確認及び事務局の決裁		
そ	$\mathcal{O}$	他	0)			
必	要	事	項			

# 審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

#### 【議題】

朝霞市犯罪被害者等支援条例制定について

#### 【説明】

(担当課1:田畑副審議監兼危機管理室長)

初めに、概要について説明させていただく。

今回、条例を制定するに至った経緯だが、制定動機にあるように、普通に暮らしている 中で、誰もが突然に犯罪被害者やその家族、遺族になる可能性がある。

また、様々な問題に直面し、二次的被害に苦しんでいる方もいることから、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためにも、本条例を制定することで、 犯罪被害者等にできるだけ不安や負担をかけない適切な支援ができるものと考えている。

現在、埼玉県内で条例を制定しているのは、16市町で、うち11市町で見舞金の支給が規定されている。

意見募集については、令和4年3月1日から3月31日まで、パブリックコメントを実施し、意見はなかった。

職員コメントについては、令和4年3月1日から3月31日まで実施し、1件の意見があった。

職員コメントの内容について説明させていただく。

1点目として、条例案について、性犯罪・性暴力についての言及がないこと。

2点目として、犯罪被害は女性の被害が多いことが想定されることから、条例制定後も 女性センターと連携を図った方がいいのではとのコメントがあった

職員コメントに対する、担当課の考え・対応は、性犯罪・性暴力についても犯罪行為と 判断されれば対象となること、犯罪被害者への支援については、庁内の連携が重要と考え ることから、女性センターをはじめとした関係各課と連携を図っていくこととする。

内容の修正は行わなかった。

意見募集についての説明は、以上である。

次に、条例の内容について説明させていただく。

第1条で目的、第2条で定義について規定している。

第3条は、本条例の基本理念であり、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、協力して推進することを規定している。

第4条から第6条では市の責務、市民の責務、事業者の責務について規定している。

第7条では、市の体制として、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むために各般の問題における相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡及び調整を行うことを規定している。

また、この規定したことを総合的に行うための窓口を危機管理室に設置する。

次に、第8条では、経済的又は精神的な負担の軽減を図るためのものとして、見舞金の

支給について規定している。

なお、見舞金の金額については、施行規則において、遺族見舞金30万円、重傷病見舞金10万円と規定している。

第9条市民等の理解の増進については、条例制定後、市ホームページやSNS等を通じて、広報を行う。

ホームページには、県や県警の相談窓口など、リンクを貼り、相談者に配慮した環境づくりを行う。

第10条では、相談業務に携わる職員が犯罪被害者等の理解を深めるために必要な措置 を講じることを規定している。

条例の施行は、令和4年7月1日とする。

条例の説明については、以上である。

次に、朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則(案)について説明させていただく。

第1条では趣旨、第2条では定義、第3条では見舞金の種類及び額を規定している。

次に、第4条の規定については、見舞金の支給対象者として、遺族見舞金は犯罪行為が行われた時に市民であった方の第1順位遺族となる者、重傷病見舞金は犯罪行為が行われた時から申請するときまで引き続き市民である者を支給の対象とし規定している。

第5条では遺族の範囲及び順位、第6条では見舞金の支給の制限、第7条では見舞金の 支給申請について規定している。

第8条では、申請の期限を規定している。

これは、国の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律と同期間となっている。

第9条からは、見舞金の支給の決定に関わる事項についての規定となっている。

規則の施行については、令和4年7月1日とし、施行の日以後に行われた犯罪行為に係る死亡被害者の遺族又は重傷病被害者の見舞金の支給について適用する。

次に、政策調整会議及び人権庶務課の審査により修正した内容について、主なものを説明させていただく。

初めに、犯罪被害者等支援条例(案)の新旧対照表について。

第1条については、この条例が犯罪被害者等基本法の趣旨に基づいていることを追加した。

第2条については、改正前の第1号犯罪等の定義について、改正後の第2号の二次的被害において、法第2条第1項に規定する「犯罪等」と明記し削除した。

2ページ、第6号として犯罪行為についての定義を追加した。

3ページ、附則として、第8条見舞金の支給について、経過措置を追加し、施行の日以後に行われた犯罪行為に係る死亡被害者の遺族又は重傷病被害者の見舞金の支給について適用することとした。

その他の修正については、文言の整理となっている。

次に、犯罪被害者等支援条例施行規則(案)の新旧対照表について。

大きな修正としては、第2条で、新たに市民の定義を追加し、条例において犯罪行為を 定義したことで、規則から削除をした。 その他の修正については、文言の整理となっている。 説明は、以上である。

#### 【質疑等】

なし

## 【結果】

原案のとおり、決定する。

## 【議題】

朝霞市国民保護計画の変更について

#### 【説明】

(担当課2:田畑副審議監兼危機管理室長)

朝霞市国民保護計画の変更について説明させていただく。

国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法を根拠として作成される計画である。

事務については、国民保護法施行令第53条により第1号法定受託事務となっており、 国の国民の保護に関する基本指針及び県の国民保護に関する埼玉県計画を基に朝霞市国 民保護計画を作成している。

今回の変更は、国の基本指針の改定を基として県の国民保護に関する埼玉県計画が変更されたことに伴う変更となる。

それでは、計画変更の内容について説明させていただく。

【資料2-3】朝霞市国民保護計画にあるとおり、今回の主な変更は6項目である。

1点目として、弾道ミサイル落下時の避難行動の住民への周知について。

 $3 \, o(2)$  留意点における赤字の部分であるが「県及び市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める」の文言を記載した。

2点目として、情報伝達手段の多重化等の推進について。

第4節、1、(1)住民への周知方法の①の赤字部分であるが「市は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるものとする。」の文言を追加した。

3点目として、避難施設の確保について。

県計画において「県は指定に際し、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努めるものとする。」となっていることから、第6節の「1 避難施設の指定の協力」の赤字部分の文言を追加した。

4点目として、避難施設の指定要件の(2)について。

避難施設の指定要件として地下施設を位置づけるため、赤字部分の「爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。」の文言を記載した。

なお、現在市内において、地下施設で避難場所として指定されている施設はない。

5点目として、武力攻撃事態等に特有な訓練の実施について。

第11章において、赤字の部分であるが、武力攻撃事態等に特有な訓練等の実施に当たり、地下への避難や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める旨の 文言を追加した。

6点目として、武力攻撃原子力災害時における避難退域時検査等の実施について。

対応時の留意事項として、赤字部分「核攻撃等において、避難住民等の避難退域時検査 及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる」の 文言を追加した。

以上が主な変更点となり、その他の変更として、人口等の時点変更や、埼玉県計画に記載の標記と朝霞市国民保護計画における標記の統一を行った。

この変更案について、昨年度書面会議で開催した朝霞市国民保護協議会において、委員の皆様から御意見をいただいた。

委員からいただいた意見は、4件である。

1点目として、「一部、国及び県の行動を定めているように読み取れる箇所があるため、 朝霞市主体の計画として表現を検討し、章、節から続く本文の文頭を統一することで、更 に分かりやすい計画になるのではないか」との意見をいただいたが、武力攻撃事態等の発 生した場合における国や県の役割を明確にするため、市の初動対応だけでなく、国や県の 対応についても記載しているため、修正はしないこととした。

2点目として、「要配慮者や社会福祉施設等について、一部文言の修正等が必要」との 意見をいただいたので、社会福祉施設や要配慮者等について、必要に応じて記載方法の修 正を行った。

3点目として、「障害者の「害」の字をひらがなにした方が良いのではないか」との意見をいただいたが、本市では漢字を使用しているため、本計画についても漢字で記載している。

4点目として、参考資料の武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組みについて。

図の一番下の緑の部分の右下の「〇」について、指定公共機関、指定地方公共機関に電気、ガス等の安定的な供給と記載していたが「通信」も記載してほしいとの意見をいただいたため、「電気、通信、ガス等」とした。

以上の意見を踏まえた上で一部修正を行い、埼玉県と事前協議を行ったところ、問題なしとの回答をいただいている。

次に、今後のスケジュールについて。

本庁議にて承認をいただいた後、埼玉県と本協議を行い、協議が終了後、国民保護法第35条第6項の規定により、議会に報告し、公表することとする。

説明は以上である。
【質疑等】 なし
【結果】 原案のとおり、決定する。
【閉会】